

## 第一部 博物館の役割・機能と博物館法

### 博物館としての動物園水族館の在り方

海と博物館研究所所長・福山大学客員教授 高田 浩二

#### 博物館法制定への歴史と背景

我が国に博物館法が誕生したのは1951（昭和26）年であるが、そこにたどり着くまでにはすでに明治30年前後に「博物館令」の制定が議論されていたとされる<sup>1)</sup>。その後、本格的な制定の動きは1939（昭和14）年の第9回全国博物館大会で「博物館法令制定に就いての具申」などを文部大臣あてに行う決議が行われるなどし、その後も、博物館関係の研究者や園館の当事者で活発な議論が幾度も繰り返されてきた<sup>1)</sup>。そうしてようやく実現にこぎ着けたのは、戦後復興期の教育行政において、連合軍総司令部（GHQ）やアメリカ教育使節団の存在が大きく関与し、社会教育法の制定の中で包括的に取り扱われたとされ、その中で、図書館や博物館も市民に開放された施設として充実すべきと指摘されたものである。またそれ以前に、1947（昭和22）年に制定された教育基本法において、博物館がわが国法制上初めて教育施設として位置づけられ、1949（昭和24）年に制定された社会教育法の第9条に「博物館が社会教育のための機関」と規定され、これが博物館法立法の根拠になって1951（昭和26）年の博物館法誕生となった<sup>2)</sup>。

#### 動物園水族館の博物館法への関わり

きっかけとなった「いのちの博物館」シンポジウム  
ここまでの博物館法の歴史の詳細については他

書に詳しいのでそちらに譲るとして、制定までの議論やその後の法改正の中に、動物園水族館関係者がどのように関わっていたかを知っておく必要がある。その理由は、後に（公社）日本動物園水族館協会が、2013（平成25）年から全国で開催した「いのちの博物館の実現に向けて一消えていいのか、日本の動物園水族館」と題したシンポジウムにおいて、現行博物館法の中に「動物園」「水族館」の文字がなく、本法の下では動物園水族館は守られておらず「動物園水族館法（現在は動物園法と呼び水族館の名称は使われていない）」の制定の必要性があると指摘したことにある。これまで、またこれからも博物館制度の中に動物園水族館関係者を抜いて取り組まれているのであれば、日本動物園水族館協会の危惧に傾聴しなければならないからだ。

#### 博物館法制定までの動き

翻って、前章に紹介した明治30年前後の議論の段階において、棚橋源太郎は「京都の動物園長もしくは植物園長も加わっていた」と述べている。この回想部分の真贋については後に検証もされてはいるが、1928（昭和3）年に日本博物館協会の前身である博物館事業促進会の設立時、その理事長に就いた石川千代松は、明治時代に東京帝室博物館天産部長兼動物園監督に任命されており動物園とかかわりをもった人材であったことが分かる<sup>1)</sup>。またそれを裏付けるように、「博物館研究」の第1巻には、動物園、植物園、水族館関係記事

が14本掲載され、また、その後の号にも水族館特集が組まれるなど、同雑誌の編集発行人である棚橋源太郎が、動物園水族館に博物館的な存在意義を強く感じていたと言える。その後、博物館法（令）の制定に向けて、前章で述べた1939（昭和14）年の第9回全国博物館大会後の翌年に文部省が主催した「博物館令制定ニ関スル協議会」の資料には、「動物園、植物園、水族館も博物館の一種」として位置づけられており、文部省は当時、これらも含めて「博物館令」を考えていたことが分かる<sup>1)</sup>。

一方、日本博物館協会は1941（昭和16）年に、協会理事と京阪神地区の動植物園、水族館の園長と懇談を行い、「動植物園水族館を博物館令で律する」ことの可否等について協議している。この際、「動植物園、水族館は厚生施設の一種」との考えに対して、「立派な社会教育機関、学芸研究施設」と双方向からの意見が出て紛糾したと記されている。当時から行政の中では、特に動物園は「市民局公園課」などが管理しており、教育委員会は関知しない状況であったことから、厚生施設、娯楽観覧施設として位置づけられることが多く、それが戦後も同様な認識や体制の中で連綿と管理されてきた。このことが後に、現在の日本動物園水族館協会の言う「博物館法で扱われていない」という認識に発展した可能性も大きい。しかしこれは同法の不備が原因とは言えない。

博物館法制定において、その中に動物園水族館を含めるかは、その後も関係各所で議論は続いたが、当時、博物館学研究の第一人者でもある棚橋源太郎と、東京都恩賜上野動物園の古賀忠道園長が、「水族館・動物園は、自然や生きている資料を扱う科学系博物館であり、これまでも、国民の教育や調査、研究に尽力しており、これからも博物館でなければならないし博物館法の中に入れるべきだ」と熱く説いたことも功を奏し、動物園水

族館に対して、一般の博物館と同様に、調査、研究、展示、教育の博物館機能を見出す必要もあり、特に水族館については既に1890（明治23）年の東京大学理学部附属三崎臨海実験所水族館の誕生を皮切りに、昭和初期までに、東北大学、京都大学、北海道大学などが次々に大学附属水族館が創設され、主に海洋生物に関する研究や教育の分野で大きく貢献してきた実績が大きい。

### 制定になった博物館法と動物園水族館

かくして1951（昭和26）年の「博物館の定義」（第二条）において既に、“この法律において「博物館とは」、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（後略）”とされ、資料の種類の中に「自然科学」をさらに保管の役割に「育成を含む」と記述したことは、生きている動物や水族を飼育（保管）展示する動物園水族館に配慮したものと考えられる。

昭和30年代から40年代にかけての高度成長期における急速な宅地造成などから、文化遺産を守り保存する機運が高まり、この時期の1967（昭和42）年が「明治百年」の記念の年と合致したことなどを背景に全国各地で多くの地方公共団体が博物館を建設した。このような状況を踏まえ、昭和26年の博物館法制定以来、未整備であった博物館法第8条に定める「博物館の設置及び運営上望ましい基準」について、公立博物館を対象に1973（昭和48）年11月30日、文部省告示第161号をもって「公立博物館の設置及び運営に関する基準」を告示した。俗に言う48基準である。同基準においては、博物館の館種ごとに、必要な施

設及び設備、施設の面積、博物館資料、展示方法、教育活動、職員等が定め基準を設けたが、動物園、水族館においても様々な数量が規定されていたことからみて、この当時においても動物園水族館が博物館法の下にあったことは自明である。

#### 48 基準を巡っての動物園水族館

またこの48基準については1998（平成10）年9月の生涯学習審議会答申において、「既に本基準の制定後四半世紀が過ぎ、博物館を取り巻く環境も大きく変化している。自然史博物館、科学博物館、美術館、水族館、動物園等、博物館の種類が多いことに加え、現在の博物館に求められる機能は、単なる収蔵や展示にとどまらず、調査研究や教育普及活動、さらには、参加体験型活動の充実など多様化・高度化している。こうした状況を踏まえると、博物館の種類を問わず現行のような定量的かつ詳細な基準を画一的に示すことは、現状に合致しない部分が現れている。このため、現在の博物館の望ましい基準を大綱化・弾力化の方向で見直しが必要」と報告されたが、この答申の中にも「水族館、動物園」の文字を見つけることができる。さらに、2002（平成14）年10月の地方分権改革推進会議において、「公立博物館や公民館の設置及び運営に関する基準については、基準を定量的に示したものとなっているが、平成14年度中を目途に大綱化・弾力化を図り、国の関与の限定化と地域の自由度の向上に努める」とされ、2003（平成15）年、公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準が改訂され、1973（昭和48）年の基準値がすべての館種で数量廃止となった。この動きは2008（平成20）年の博物館法の全面改正に向けての準備的な措置であったのだが、この意図するところは、これからの博物館には、学術資料の質や量、建築的な規模といったハード面よりも、教育普及や市民参画、情報交流、ユ

ニバーサルデザイン等のソフト面の充実が重要であるという、いわゆるユーザーのための博物館を目指した改革となった。この基準撤廃には博物館の質的後退を招くと異論を唱える博物館研究者もいたが、私は時代が求める必然的な動きであったと歓迎し、またこれを弾みに地方の小さな博物館の存在意義を高めるための大英断だったと高く評価している<sup>3)</sup>。

#### 「博物館の望ましいあり方調査研究委員会」の報告書と動物園水族館

2003（平成15）年の基準撤廃以前より、それに向けての動きはすでに起きており、2001（平成13）年の「博物館の望ましいあり方調査研究委員会」の報告書に“「対話と連携」の博物館”の文字が、2002（平成14）年の日本博物館協会がまとめた「博物館の望ましい姿」には“市民とともに創る新時代博物館”とのサブタイトルが入ったことも博物館への新たなまなざしが芽生えた証でもある。

その後、2006（平成18）年の中川志郎が主査となった「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」で博物館法改正は加速するが、ここにおける「新しい時代の博物館制度の在り方について」の報告書にも、「博物館を支える多様な人材の養成・確保、様々な人材が博物館で活躍できる仕組みの検討」などの言葉が入り、博物館は確実に「研究所」としての役割から「市民のための学びの場、教育の場、集いの場」の機能がより高まったと言える。

#### 「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」と動物園水族館

さてここで、2006（平成18）年の中川志郎が主査となった「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」についても述べておかねばな

らない。中川志郎は、1952（昭和27）年より上野動物園に獣医師として勤務。ロンドン動物学協会研修留学の後に、同動物園飼育課長。1984（昭和59）年、東京都立多摩動物公園園長。1987（昭和62）年、上野動物園園長。1994（平成6）年、茨城県自然博物館館長。2001（平成13）年、日本博物館協会会長。2005（平成17）年、茨城県自然博物館名誉館長という経歴の持ち主であり、根っからの動物園人であったことは著名である。2006（平成18）年から文部科学省の下で始まった博物館法改正の作業は、その中川志郎が主査に選ばれて取り組まれており、動物園水族館が博物館法から蚊帳の外であったと言うには到底無理があるだろう。さらにこの1年前、2005年（平成17）年12月に、文部科学省は「これからの博物館の在り方に関する検討会」というキックオフの会議を開催している、この会には本稿の筆者である高田が海の中道海洋生態科学館（マリンワールド海の中道）に勤務時代に委員として参加し、2007年の成果報告を上梓するまで関わっているが、2005年の検討会には東京都多摩動物公園の成島悦雄も出席している。他には兵庫県立人と自然の博物館から1名がいたが、このような重要な会議に動物園水族館から2名が招聘されることは、文部科学省が博物館法の改正に向けて、動物園水族館の存在に大きな期待と存在意義を感じていたからに違いない。

### 「動物園（水族館）法」制定を目論んだ動物園水族館と環境省

さて冒頭に、日本動物園水族館協会が「いのちの博物館の実現に向けて一消えていいのか、日本の動物園水族館」シンポジウムの大会において「動物園（水族館）法」の制定の必要性があると指摘したと述べた。これは同協会が、環境省の下で同法の制定を目論んでいたものであるが、この動き

はすでに、中川志郎が主査となって鋭意、文部科学省での博物館法改正の作業を進めている最中に始まっており、その動きを察知した文部科学省側の日本動物園水族館協会への印象はかなり険悪であったことは言うまでもない。にも拘らず文部科学省は、平成19年度委託事業「地域と共に歩む博物館育成事業」の中で、日本動物園水族館協会に「日本の博物館の動向にかかる総合調査」を依頼し、「日本の動物園水族館総合報告書」の作成をさせている。この報告書では、冒頭の「はじめに」において、調査の目的に「博物館法が昭和26年に制定されてから、はじめての大規模な見直しが行われようとしている。文化施設としての動物園・水族館は多様化する時代の要請にこたえつつ、博物館にふさわしい動物園・水族館像を示さなければならない」と記しており、海外調査も行いながら動物園水族館の実態や現状を把握したうえで、それらの成果を法令改正に盛り込もうとしたことは、日本動物園水族館協会の当事者は十分認識できていたはずである<sup>4)</sup>。

博物館法からやや話がそれるが、環境省が管轄する「動物の愛護及び管理に関する法律」（通称：動物愛護法）が、2006（平成20）年に改正施行された。ここでは主に「動物取扱業」の登録や規制の制度が改められた。ここで注目したいのは、動物取扱業者の展示や貸出、売買等の業種の一例に動物園水族館の文字が記載されたことだ。中でも展示については、動物園水族館の他に、動物ふれあいテーマパーク、移動動物園、動物サーカス、乗馬施設、アニマルセラピー業者とある。確かに動物園水族館とそのほかの展示業を区別するのは難しいように見える。またこの中から、動物園水族館を例外扱いするのも困難かもしれない。しかし、少なくとも日本動物園水族館協会の加盟園館は、その公共性、公益性から鑑み、その他の展示業や、ましてやペットショップとは背景や運営目

的があまりにも異なり、動物取扱業の制度が始まった当時、規制を受けた当事者として憤った思いが蘇る。環境省の下で動物園（水族館）法の制定をとすり寄った日本動物園水族館協会が、その刃で「動物取扱業」の扱いを受けて切り返された様な状況である。これは、あまりにも自己矛盾した行為ではないかと感じた出来事であった<sup>5)</sup>。

### 「新しい時代の博物館制度のあり方について」の報告書と動物園水族館

話を元に戻すと、2008（平成20）年に交付した博物館法改正には、もちろん、動物園水族館だけでなく、多くの館種においてこれからあるべき博物館像を描きながら進めてきた。このため、関係する団体や自治体、大学なども多く、懸案でもあった博物館登録制度、学芸員養成課程や資格認定制度の見直しにいくつかの課題を残したことは否めない。一方で、2007（平成19）年6月に報告した「新しい時代の博物館制度のあり方について」の中では博物館登録制度のあり方を見直すことを盛り込んでいた。そこには、博物館法の新たな登録基準において、これまで施設規模や職員数などの外観的な観点を中心としていたものを、博物館の設置者の違いや施設の規模等に応じ、それぞれの館に相応しい使命や計画が設定され、生涯学習施設としての実践活動の量や質の充実が必要とした。またこれまで、博物館相当施設の多くは登録博物館と同等以上の機能を果たしているとし、この2つを一本化した登録制度に改めることも検討した。これまで相当施設に甘んじていた館（動物園水族館の多くは相当施設）にとっては極めて意義深い姿勢と歓迎できよう。さらにこの報告書の中には、動物園水族館の活動や内容に言及した部分を多く見つけることができる。例えば、博物館登録のメリットに「動物の譲渡等の手続きが容易になることが期待できる」と記述した。ま

た、新しい登録基準の骨格では「動物園や水族館においては、生物資料として取り扱うことから、育成等他の博物館にない機能が必要なように、館種に配慮した特別な基準が必要」との配慮を示した。さらにその基準の具体的な内容の一つに「希少動物の保護等の基準も加味することも有益である」とも報告した。これ以外にも、営利法人博物館に対して「動物園・水族館は営利法人が設置している例も多く、それらが環境教育・種の保存といった社会使命を担って活動している」と活動の内容に着目し、登録制度の対象に含めることを示唆している<sup>6)</sup>。

### 構造改革と博物館、動物園水族館

博物館法改正と同じ頃、小泉内閣（2001年から2006年）の郵政民営化に代表される構造改革は、「改革なくして成長なし」、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」のスローガンのもとに公的部門改革へ大ナタが振り落とされ、公営組織の法人化・民営化（いわゆる「公設民営」）の一環の中、博物館の管理運営においても、指定管理者制度の導入、非正規雇用職員の増加をもたらし、伝統や技術、知識の継承と発展などに深い影響を及ぼすことになった。また、民営化により利益優先の経営判断が横行することで、博物館の質の低下を招くことが危惧された。このため、博物館法改正直前の2008（平成20）年の「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて」の報告書の中では、「博物館館関係職員の公共性の担保が急務」と記され、大きな課題を残したまま博物館法改正に及んだことは禍根の念を禁じ得ない。しかしながら、新しい博物館登録の基準に、博物館法の定義で示された「博物館の目的を達成するための博物館資料があること、目的を達成するための建物、土地があること」と単純明快に記され、資料や建築規模への具体的な数値

目標は示されていないことには一定の評価を与えたい。それは、地方の小規模もしくは老朽化した博物館、また民営の博物館等への存在意義にまで配慮していると解釈でき、これからの博物館のあるべき姿は、限られた施設や資料の中で、どれほど質の高い情報発信や教育普及、市民参画、地域連携などができるかにかかっていると見えよう。

筆者はこの2008（平成20）年の博物館法改正でのワーキンググループの一員であったこともあり、この数量撤廃については、筆者が2015（平成27）年から2019（平成31）年までの間に勤務した福山大学生命工学部の附属臨海実験所マリンバイオセンター水族館を活用した博物館学的研究において、過疎が著しい島しょ部における地域密着型の教育普及の開発と実践を行い、着実にその成果を残すことで特に地方の小規模館の存在意義を実証できたと自負している<sup>3)</sup>。

#### 博物館法の性格と動物園水族館

博物館法はどちらかといえば、博物館のあるべき姿を示した「理念法」である、このため、事細かな規制や罰則を定めたものではない。また、博物館の種類も多様であることから、すべての館種で共有できる言葉や解釈で纏められている。また近年、博物館も目的も大きく変わろうとしており、博物館が果たせる役目も極めて多様である。改めて博物館法を読むと、そこには、科学館、自然史博物館、歴史博物館、美術館など、特定の博物館種について記述した部分はどこにもない。もちろん、動物園、水族館という名称も当然ながら書かれていない。ましてや、科学系や人文系といった業界を二分するような文言も含まれていない。わが国には博物館の定義や目的、あるべき姿を記した法令はこれ1つしかなく、各博物館種はこの法令を自館の実態にあわせて法解釈し、博物館の文字を自館種に読み替えながら運営しているのであ

る。しかしながら、「この法律では自館は守れない」と言っているのは日本動物園水族館協会（特に動物園）だけである。動物園に特有な、生物多様性や種の保存、動物福祉などの概念も、「資料の適正な管理、育成」という博物館定義の文言で事足りるだろう。動物園水族館は、他館種から見ると、自館種だけ良ければいいというわがままな姿に映っているのではないかと危惧する。他の博物館種でもまた、地方、小規、建築老朽化、要員不足、経営難、資料劣化、大災害による被災など、運営に苦しんでいる館が大半なのである。1つの法律で多様な博物館を束ねるには極めて苦勞が大きいことは間違いない。しかしあえて、1つにくくくことで、博物館業界の縦割れをなくし博物館は運命共同体であることを強く認識する機会にもすることができるだろう。博物館業界は1つであり、動物園水族館だけが特別ではないのである。

#### 研究者育成機関としての時代から 教育機関の時代へ

1974（昭和49）年から12年間、大阪市立自然史博物館の館長を歴任した博物館研究者の千地万造は、博物館の存在意義について「はじめに博物館資料の調査研究ありき」「博物館活動は調査研究活動によって方向付けられる」「学芸員には、教育研究者として豊かな人間性が問われるとともに、その将来性をみすえた調査・研究が問われることになる」と、学芸員にとって研究の役目が最も重要と述べている。前述した棚橋源太郎と同様に、博物館にとって研究活動は、その施設や機関が博物館たるかを決定づける最も重要な要素だとする傾向は以前より根強くあった。このような意識が博物館当事者にあることも起因して、当時の学芸員養成の方向性はどちらかといえば「研究者育成教育」であったことは否めない。確かに博物

館には研究の機能もあり、多くの研究論文が出されそれが博物館評価の一つでもある。また、歴史系の博物館では国宝級の資料の収集、保管、保存、修復の機能が。美術館では巨匠の名画、名品の所蔵と展示、作品研究が。自然史博物館ではタイプ標本と呼ばれる模式標本の数々が研究機関としての1つのバロメーターでもある。この意識が要因してか、博物館学芸員は個々の研究に没頭する余りに、その研究成果を分かりやすく人々に伝え、市民と交流するという業務を怠りがちになった。もちろん、博物館は研究所ではなく、入館者という有料の利用者（無料でも納税者）に、展示を通して資料の公開をする場である。また公立の場合でも、その館の運営や活動を支える納税者に対して展示公開や教育普及などにより、公益性、公共性も担保しなければならぬ。つまり、入館者や市民のために博物館は変革する必要が求められた。それが、2008（平成20）年の博物館法改正であったと言えよう<sup>3)</sup>。

動物園水族館に教育の役目があることが誰もが認識することである。一方で、扱う資料が陸や水にすむ生物であることから、情報発信や教育の目的は生物教育や理科教育にあると思われがちである。このことから動物園水族館教育では、生物の名前や分類、生態などに興味関心を深めることへ重きが置かれてきた。また、学校教育との連携における学校からの要請や相談も理科での単元が大半であった。本稿の筆者は、福岡市にある水族館「海の中道海洋生態科学館（マリンワールド海の中道）」に1988（昭和63）年から2015（平成27）年まで勤務したが、その間に前述の危惧を払しょくし、より深い学校教育の連携と多様な水族館教育に取り組むため、市内の小中学校の全科目の教科書を精査した。その結果、すべての教科で水族館が活用できることを見出した。それは、国語（例えばスイミー）、算数（例えば比べる物の数）、

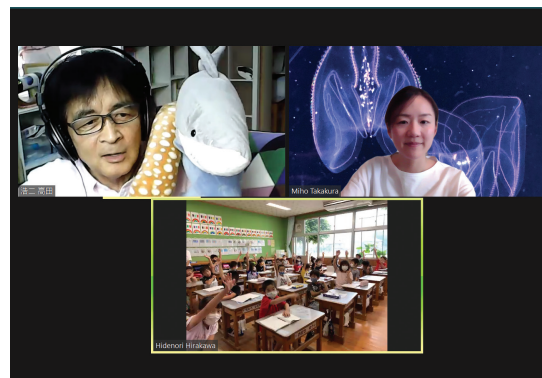


図1. ZOOMを使った遠隔授業(2020年6月18日).

社会（例えば地域の水産業）、保健体育（例えば動物の出産子育て）、音楽（例えば唱歌うみ）など、視点や発想を膨らませることで、学校と共働できる学びや提供できる教材、プログラムが増加することに気づいた。これは後に、テレビ会議を使って水族館と学校を結ぶ「遠隔授業」へと発展した。多様な教科単元での学校教育連携は1つの事例であるが、国内外の動物園水族館が取り組んでいる教育、またこれから目指そうとしている教育は、未だ次の4つに執着しているように感じる。①環境教育。②海洋教育。③野生動物の保護、保全教育、生物多様性教育。④ESDやSDGsの学習。これらの詳細な説明はタイトルだけでも想像はつくので別の場に譲るが、これらは動物園水族館の専門性からすればやって当然、やれて当たり前の教育であり、特筆すべきことでもない。他の博物館も同様に、その館種の専門性（例えば歴史博物館であれば社会科、美術館であれば美術、科学館であれば理科）の学習というのは新しい役目とは言い難い<sup>3)</sup>。そこで筆者は大学教員時代に、水族館教育のために地域の多様な教育資源を活用してきた。それらは、幼稚園から大学、歴史博物館、植物園、図書館など異なる種類の社会教育施設、企業や個人などなどであった。大学水族館は小さな島の小さな施設であるが、ひとたび外を見回す

と、そこにはたくさんの教育資源であふれ、また水族館が取り組める教育は多様であることがわかる。水族館が「自然や生物や環境について学ぶ場」という既存概念は捨てなければ新しい学びは生まれない。地域に何があるのか、地域は何を欲しているのかなど、水族館がまめに情報を入手し地域学習のハブになることが水族館の生き残る一つの道だろう。そのために、館員は地域学習のコーディネーターになる必要がある。求められるのはそのような意識と人材、スキルである。動物園水族館(博物館)は全人教育の場なのである<sup>3)</sup>。

### おわりに

2019(令和元)年9月、国際博物館会議(ICOM)が、3年に1度の本会議が京都において開催された。ここでは、世界的な博物館相互の情報交換、知識の共有、倫理問題、紛争支援、災害対策など様々な議論がされるが、国際的な博物館の新しい定義を定めることも議案となっていた。また国内の博物館行政では、2018(平成30)年10月、博物館の管轄が文部省生涯学習局社会教育課から文化庁へ移管した。これに沿うように、博物館法を改正し博物館登録制度を変更する機運も高まり、日本学術会議は2018(平成30)年7月に、21世紀の博物館・美術館のあるべき姿として、多言語、時間延長、ユニークベニュー、バリアフリー、学校教育支援、先端技術を活用した魅力発信、地域社会における存在の意義、関係機関との連携強化、まちづくり、観光への寄与、ITの活用、評価などのキーワードを示している<sup>3)</sup>。

おりしも2019(令和元)年5月31日、内閣府は「地方分権一括法案」を施行、交付した。この中には、社会教育法、図書館法、博物館法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律も含まれており、「教育委員会が所管することとなっている

博物館、図書館、公民館などの公立、社会教育施設について、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断により首長部局へ移管することを可能とする。これにより、移管された当該地方公共団体においては、観光・地域振興分野 やまちづくり分野を担う首長部局で一体的に所管できるようになり、社会教育のさらなる振興はもとより、文化・観光振興や地域コミュニティの持続的発展等に資する」となったのである。2008(平成20)年の博物館法改正の時のように、一つの方向に向けて着実に外堀が埋まっていくのを感じる<sup>3)</sup>。

さらに文化庁は、前述のように博物館の管轄を一手に担うようになったことや、ICOM大会の開催や観光立国などの機運を受けて、新たな博物館制度の在り方を諮問するために、2019(令和元)年11月より文化審議会の中に博物館部会を設け、有識者による意見交換や議論を進めている。小職はこの博物館部会の委員の一人を拝命し現在に至っている。ここでも、新しい博物館制度の検討段階で、そのメンバーに動物園水族館関係者であった人材を含めることを博物館行政の最高府は忘れてはいない。また文化庁は、その人材の指名を日本動物園水族館協会に要請したことは特筆しておきたい。

振り返れば、1951(昭和26)年の博物館法制定で、動物園・水族館が博物館の範疇に含めることは問題があるという意見があったが、これを覆した意識の一つに「人々の興味関心を踏まえ、動的、自主的な教育活動をとおして地域に開かれた博物館へ転換していく必要がある」との観点から、法律上の博物館の概念に含めて規定することになったという。時を経て、同じことが起きているのでは思うのは偶然の一致であろうか<sup>3)</sup>。



### 参考文献

- 1) 瀧端真理子. 2014. 日本の動物園・水族館は博物館でないのか, 追手門学院大学心理学部紀要, 8 : 33 - 51.
- 2) 大堀 哲. 2006. 「生涯学習研究 e 事典」博物館法 1. 博物館法制定の背景  
<http://ejiten.javea.or.jp/content83f8.html>  
(2020.1.31 参照)
- 3) 高田浩二. 2019. 地域の多様な学びの提供者としての博物館. 社会教育, 878 : 20 - 25.
- 4) 日本動物園水族館協会. 2008. はじめに. 「日本の動物園水族館総合報告書」, pp. 5 - 6. 日本動物園水族館協会, 東京.
- 5) 高田浩二. 2007. 動物園・水族館は動物取扱業者か?. JMMA 学会報, 45 号 12 (2) : 2 - 7.
- 6) これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議. 2007. 新しい時代の博物館制度の在り方について. 120pp. 文部科学省, 東京.

